

九州北部豪雨により被災された方へ

税理士会が行う

九州北部豪雨により被災された方を対象とした

無料事前相談会開催のお知らせ

この度の7月5日～6日にかけて発生した九州北部豪雨により被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

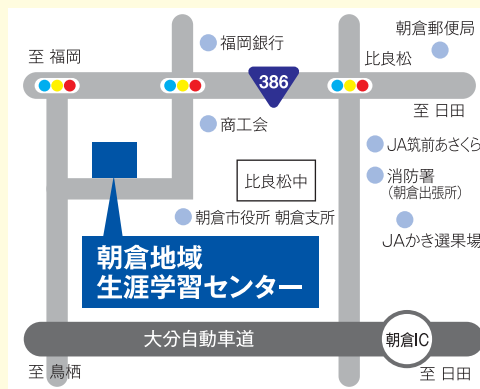
九州北部税理士会では、九州北部豪雨による被災者の方を対象に、災害相談会を実施することといたしました。この度の豪雨にて被害に遭われた方は雑損控除等により所得税、住民税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。そのため平成30年1月から3月にかけての確定申告会場には多くの相談者の方々が来場され混雑が予想される場所です。今回の相談会では被災にともなう雑損控除額の計算などを事前に済ませておくことにより、スムーズに確定申告を行うことを目的としております。申告が必要と見込まれる方は是非お気軽にご来場ください。

平成29年

日程 **12月13日(水)～15日(金)**

受付 **9:20～16:00**

場所 **朝倉地域生涯学習センター**
朝倉市宮野1997番地



あなたの暮らしのそばにいる

日本税理士会連合会・九州北部税理士会

TEL092-433-2366

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目13-21

詳しくはホームページをご覧ください。



雑損控除等を受けるための必要書類等

No.	必要書類等(写しで構いません。)	チェック	
		有	無・一部
1	被害を受けた家屋・土地の所有者、取得時期、取得価額、面積の分かるもの (売買(工事請負)契約書、登記簿謄本(登記事項証明書)、固定資産税課税明細書など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	被害を受けた家財・車両の取得時期、取得価値の分かるもの (売買契約書、領収書など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの (領収書、請求書、見積書など) ※マンションの方は、共用部分に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合(見込みを含む。)、その金額が分かるもの (支払通知書、通帳の写しなど) ※マンションの方は、共用部分に関する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	り災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告時には平成29年分の所得金額や所得控除額の分かる書類等が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。